



きたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、家庭裁判所による成年後見人の選任の審判に対しては即時抗告の申立てすることを認められておりませんが、これは、誰を成年後見人として選任するのが相当かという点につきましては、個別の事案に応じて、家庭裁判所が公権的見地からさまざまな事情を考慮して判断すべきものであります。この点の判断については家庭裁判所の合理的裁量に委ねるのが相当であると考えられたためございます。

○松田委員 次に、被後見人の定義についてお伺いをいたします。

家庭裁判所発行の一つの冊子には、法定後見制度三種類の説明として、後見の対象になる方に「判断能力が全くない方」という表現が使われております。この「判断能力が全くない方」という表現は、もはやあなたは人間ではないと言われているような印象を与えてしまします。被後見人の人権を尊重すべきとした成年後見人制度の利用の促進に関する法律で、まさにこの制度にそぐわない表現と思います。

その意味において、成年後見の冊子には、自分のお金の管理が全くできない方を後見類型として、また、そういう人はいるねということを多くの市民は納得していると思います。冊子の表現をできる限り皆さんにわかりやすく変えていくことでよいのは非常に重要なと思いますが、いかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘の記載につきましては、民法七条に規定されております「精神上の障害により事理を弁識する能力を全く常況にある」という要件が日本語としてやや難解であるということで、これをわかりやすく平易な表現に言いかえる趣旨で記載したものです。ございましたが、委員の御指摘も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、適時パンフレットを改訂していくおりますので、今後ど

のような表現が適切であるかについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員 人権的観点や、また、本当に利用される市民の皆さんに理解しやすいような法務にせひしていただきたいというふうに思つております。

次の質問に行きます。

申立ての際に必要な医師の診断書について御質問をさせていただきます。

多くの主治医の方は、本人と会う、診察するの月一回程度であり、その時間も五分、十分程度の場合がほとんどであります。本人の生活のことを探るほんどうからない、知らない医師が判断できるのでしょうか。

また、医師の判断を本人情報シートで補足する

ことによってございますが、こちらは任意提出なので、忙しいケアマネジャーさんに依頼できるかどうかにも疑問であります。そうなると、付添いの方からの話を真に受け、あとは、想像力を働かせて書くことになります。

こうした記載された情報が本人の精神の状態を

判断する医師の書面と認定されていいのかどうか、この辺についてお答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げま

す。

基本計画におきましても、医師が十分な情報をに基づいて適切に診断を行うことができるよう、診断書等を作成するに当たり、福祉関係者等が有している本人の生活状況等に関する情報を医師に的確に伝える方策について検討を進めることというふうにされております。これを受けて、最高裁判所におきまして、福祉関係者が本人に関する情報を記載して医師に提供するためのものとして、本人情報シートの書式を作成したところでございます。

医師が診断をされる場合には、本人情報シートに記載された情報のほかにも、本人や親族への問題診、認知機能テストや知能検査、CTやMRI等の画像検査などの結果も踏まえた上で、適切に医

学的な判断がされるものというふうに承知をしております。

できる限り日常の生活状況についての的確な情報をお医師のもとに効率よくお伝えをするという趣旨で先ほどの本人情報シートの検討をしたところでございますけれども、委員御指摘のとおり、それを作成される福祉担当者の御負担といふことも確かにございます。

ただ、これを作成する際におきましては、最高裁判所いたしましても、各方面からいろいろ御意見を伺った上で作成をしているところでございます。

そして、医師や福祉関係者の団体等からも意見聴取を行つております。

その際に、診断を行う医師の負担に配慮すべきであるという御意見ですとか、医師に提供される情報について様式の統一を図るべきであるといつた御意見もあつたところでございまして、これも踏まえて書式を作成し、関係団体等からも改めて御意見をお伺いした上で書式を完成させていけるでございます。

この場合、誰がどのタイミングで本人情報シートの作成を依頼するんでしようか。判断しにくい

と思った医師や家裁が提出を求めるのでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げま

す。

本人情報シートは、一般的には、後見開始の審判の申立てを検討している御本人ですかその親族の方がケアマネジャーなどの福祉担当者に作成を依頼されこれを準備され、医師に診断書の作成を依頼する際に提供することを想定しているものでございます。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げま

す。

御指摘のとおり、本人情報シートの医師への提供というのは任意ということになつておりますが、医師が必要に応じて御本人やその親族に本人情報シートの提供を求めるということもあり得るところと考えられます。

○松田委員 ぜひ、本人の日常生活の情報を知りたい場合は、現実に合つた本人情報シートを作成して、ヘルパーさんに直接書いてもらうようにするなど、頼む方も頼みやすくする工夫や、頼まれる

方も負担にならない工夫をぜひ考えていていただきたいというふうに思います。

次に、後見監督人についての権限についてお伺

成年後見人と後見監督人の意見が違った場合、どういう判断がされるんでしようか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

後見人は、原則としまして、後見監督人の意向等を確認することなく、みずからの意思で契約等をすることができるわけでございますが、例外的に、金銭の借入れなど、民法十三条第一項各号に掲げる行為をする場合には、後見監督人の同意を得る必要があることとされております。これは、こういった行為は重要性が高く、被後見人に与える影響が大きいことから、被後見人の保護をより十全にするためのものでございます。

そのため、したがいまして、後見人が被後見人を代理して借金をしようとする場合には、後見監督人の同意を得なければならず、意見が違つて、その後見監督人の同意が得られない場合には、これをすることができないこととなります。

後見人から見ますと、後見監督人の同意を要する点で一定の負担が生ずることとなります。

被後見人の保護のため合理的な規律であると考えております。

○松田委員 監督人が後見人の上にいるというふうな位置づけのようにも思われます。家裁がこの人を後見人に選任したということではありますから、少しその辺の位置関係というのは疑問に思われる部分がござります。

その意味において、本人に寄り添つて最適な人だということで家裁が判断した成年後見人より上位に監督人を置くということが少し疑問に思われることもありますので、またこの辺についても見直しも必要となる部分があるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今まで質問をしてきたように、身上監護の観点からは親族後見人をふやすべきだと思いますが、そのための方策などはどのようにお考えになられて

おりますでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げま

す。  
基本計画におきまして、後見人については、財産管理のみでなく身上監護や本人の意思決定支援の側面も重視し、本人の利益保護のために最も適切な方を選任することができるようするための方策を検討するというふうにされてございます。

最高裁判所といたしましても、これを踏まえまして、後見制度の重要な扱い手であります弁護士、司法書士それから社会福祉士が所属される各専門職団体と、後見人の選任のあり方などについて議論を行つてまいりました。

その結果、課題の専門性や不正防止の必要性などを考慮しました上で、後見人となるにふさわしい親族などの身近な支援者がおられる場合には、これらの方々を後見人に選任することが望ましいことなどの基本的な考え方につきまして、認識を共有したところでございます。

このことにつきましては、各家庭裁判所に対して、基本計画における指摘ですとか、専門職団体と共有されたこうした考え方を踏まえ、更に検討が進められ、その上で、各裁判官が個別具体的な事案に応じて本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任していくことになるものというふうに承知しております。

○松田委員 最高裁判事務総局は、後見制度利用促進のために、弁護士会、司法書士会、リーガルサポート、社会福祉士会との間で協議を重ね、方針を検討されてきましたということであります。

何よりも重要なのは、本人の個性、特性を知るということであります。ドイツを例に見れば、成年後見人などの過半数が家族であり、他人である市民が三五%を占め、弁護士は五・五%にすぎません。本人を知ろうとして情愛を持つて本人と接しないければ、本人を幸せにすることはできない。最高裁事務総局と厚生労働省には、専門職団体

の意見だけでなく、親族で成年後見人などをされている方や法人後見をしている団体の意見をいろいろなたくさん意見を聞いて、ぜひ有効にこの制度の利用促進に向けての努力をしていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で松田功君の質疑は終了いたしました。

次に、井出庸生君。

○井出委員 滋みません、始めさせていただきます。きょうは資料を二種類用意しておりますが、ただくものなのですが、質問時間が限られておりますので、皆さんの視覚にお訴えをしたいと思って、きょうは掲示をさせていただきます。

繰り返しになりますが、内閣府の調査、二〇一八年発表で、無理やり性交されたことがあるという女性が七・八%いる、それから警察に相談された方が二・八%だった、そのことに基づく数字でございます。

質問に入つてまいりますが、きょうも警察庁の田中さんにはまず伺います。

前回の最後に被害届を出す人、出さない人、ちょっとその実態把握をやつてほしいというようなことを申し上げて、最後に、東京の性暴力救援センターのS A R C ですとか大阪のS A C H I C O、両機関は大変多くの相談者、要支援者がこれまで来ておりますので、そうしたところと少し一緒に調査をしていただけないかと。

そのことについて明確な御答弁をいただけなかつたので、もう一度ちょっとと調査をするようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 性犯罪の捜査におきましては、相談の段階から被害者の心情に配意した対応を徹底することが重要であり、警察庁及び都道府県警察においては、被害者支援団体の方々の御意見も参考として各種施策を推進してきたところであります。

具体的には、警視庁と大阪府警察におきましては、定期的に、それぞれ、S A R C 東京、大阪S A C H I C Oを含む関係団体と実務担当者の会議を開催するなど、これらの団体における相談の対応状況等について意見交換を行つてているものと承知をいたしております。

被害者支援団体におかれましては、警察に対しても相談がなされなかつたケースについても把握している場合があることから、性犯罪の潜在化防止を考える上で、こうした団体の方々の御意見を伺うことは有益であると認識をいたしております。引き続き、被害者支援団体の方々から被害届の受理に係る御意見等についても伺いつつ、各種施策を更に推進するとともに、性犯罪に関する相談に適切に対応するよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○井出委員、両団体の御意見を伺うということは少し前向きに言つていただいたんですが、なかなか実態把握に、私がお願いしたいのはやはり実態把握でありますので、もう少し伺います。

先日、個々の事案に関して、相談の時点において性犯罪の被害申告の意思があるか否かということは必ずしも明確に判断できないから、被害届ける意思があつても届出をするに至らなかつたケース、被害届を出したくても出さない、門前払いになってしまった、そうした件数や割合を把握するのは極めて困難であるというお話をあります。

ただ、その前段、ずっと議論しておりますと、例えば、電話やメールで匿名で相談が来るんですよとか、事実関係とか構成要件が該当するかどうかには判断できないものがあるんですねとか、それから、家族、第三者の相談ですかとか、羞恥心から捜査を求める、又は、一定の年月が経過した後に被害の届出が出される、結構具体的に、お話をいただいていると、後で速記録を見

ていて、割合具体的にケースを把握されているなというのがございます。